

第 2 3 3 回山形県建築審査会 議事録

日 時：平成 25 年 5 月 29 日(水)

場 所：県庁 1002 会議室

【午後 1 時 3 0 分開会】

出 席 佐藤委員、山田委員、黒沼委員、粕谷委員、高澤委員
松木委員、鏡委員

事務局 建築住宅課：大江、柏崎、高橋、鈴木、上田、仁科 都市計画課：高宮

(建築住宅課長の挨拶後に、委員・事務局の紹介を行い、議題説明に先立ち、建築基準法上の建築審査会の位置付け、山形県建築審査会条例について説明があった。続いて事務局より審査会成立の報告があった。)

事務局

(任期满了により審査会長不在であるため、事務局より佐藤委員が推薦された。各委員異議なし。)

佐藤会長

(佐藤会長より会長代理として山田委員が推薦された。各委員異議なし。)

佐藤会長

議事録署名人を黒沼委員と粕谷委員に依頼します。

議第 1 号「建築基準法第 5 5 条第 3 項第 2 号の規定による建築許可について」事務局の説明を求めます。

事務局

(議題 1・白鷹町大字荒砥甲の白鷹町統合中学校に係る計画について、資料(申請建築物の概要、添付図面(都市計画図、付近見取り図、配置図、平面図、立面図))

により立地場所の状況、施設規模や内容、計画に至った経緯、許可が必要な理由が説明された。

次に、本申請は平成7年の都市計画区域編入により既存建築物部分が法適合しなくなったものである旨の説明と、今回は増改築により既存部分を含めて現行法令の適用を受けることになるため、建築許可が必要になったことが説明された。

許可相当と判断した理由として、①中学校であること、②12mを超える部分が既存不適格建築物であること、③増築部分が高さ制限を超えるものではないこと、④配置計画上敷地周辺の居住環境を害する恐れなこと、から許可相当と考えられる旨の説明がされた。)

佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(質疑応答)

粕谷委員

今回の法55条第3項第2号による許可と審査会との関係についてどのようになっていますか。例えば法43条の許可の場合、「建築審査会の同意を得て許可したもの」とされていますが、法55条第3項第2号では「特定行政庁が許可したもの」とされています。審査会の同意は必要ないのではないのでしょうか。

事務局

法55条第4項にありますとおり、第44条第2項準用により審査会同意が必要となります。

松木委員

今回の計画では普通教室棟の耐震改修ですが、屋内運動場棟、特別教室棟の耐震改修は予定されているのでしょうか。

事務局

改修計画があるかどうかは確認しておりません。

佐藤会長

普通教室棟の階段室ペントハウスを解体するようですが、耐震補強のための工事ですか。

事務局

屋上にあるペントハウスが偏荷重になっているため、解体してバランスをとる計画であると思われます。

佐藤会長

避難計画上、屋上に出る計画はありませんか。

事務局

ありません。

佐藤会長

意見も出尽くしたようですので、議第１号について審査会として同意することはいかがでしょうか。（異議なし）

佐藤会長

異議がないようですので、議第１号については同意することといたします。

次に、議第２号「建築基準法第４３条第１項ただし書きの規定による建築許可の運用方針について」事務局の説明を求めます。

事務局

（昨年度審査会で既に同意済だが、今回委員の改選もあり、施行時期が変更されたため、再度説明を行うもの。）

（議題２・建築基準法第４３条第１項ただし書きの許可の運用方針について、資料（説明資料、運用方針新旧対照表、許可運用方針の例示）により説明された。）

改訂に至った経緯について、まず、従前の法第43条ただし書きは、建築主事が個別にその安全性等を審査し認めていたこと、平成11年法改正により建築確認検査事務が民間開放されたことに伴い、建築確認では技術的な基準適合性のチェックのみを行い裁量の伴う判断は、公平性・客観性を担保する観点から、特定行政庁の許可が必要になったこと、これを受けて山形県でも平成12年3月に「建築基準法第43条1項の運用について」という許可基準を設けていたことが説明された。

その後、平成19年の法改正を受け、建築基準法の厳格化の流れがあり、平成21年度に、許可基準の見直しや包括同意基準の策定を行う方針が示されたこと、平成22年4月以降は道路指定した場合は個別に公告し、指定道路調書や道路図を作成することが定められたことが説明された。

また、鶴岡市で都市計画区域の拡大により、2項道路と判断できないものやその他道路に接していない敷地などに対応するためにも、許可基準の見直しを求められたことが説明された。

運用については、明らかに交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものを包括同意基準、それ以外のものを建築審査会附議基準とすることが説明された。（補足として）運用方針については昨年度の審査会で同意を得られ、パブリックコメントでは意見等もなく、10月1日施行予定であること、現在3、4件の相談があり、今後審査会案件にあがる可能性があることが説明された。）

佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

（質疑応答）

粕谷委員

1点目に、10月1日より新基準だが、9月末までは旧基準と考えてよいか。2点目として、43条1項ただし書きだとすると一覧表に許可不要と記載するのは不思議な感じがするのだが。

事務局

1 点目ですが、10月から新基準となりますが、考え方は新基準として整理されており、10月の施行前でも許可の条件が変わるものではありません。ただし、農道であっても現行基準に包括許可がないことから、新基準施行前は個別許可となります。

補足として、港湾道路は許可が必要と明確化しています。施行時期につきましては、当初、4月1日を予定しておりましたが、行政庁より周知期間が必要という要望を受け、10月1日施行となりました。

2 点目のご質問ですが、水路については、全国調査も行った結果、道路と一体となっている水路は道路とみなして取り扱うものです。幅員の広い川は一体とみなせないとして許可対象としています。ご指摘のとおり「許可不要」ではなく、「許可対象外」となります。

佐藤会長

他に意見がなければ、次に、議第3号「建築基準法第56条の2第3項ただし書きの包括同意について」事務局の説明を求めます。

事務局

(前回の第232回山形県建築審査会以降に許可された2案件について報告した。

- ・ 米沢栄養大学：平成24年9月20日許可
- ・ みゆき会病院：平成25年4月18日許可)

佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。(質問なし)

佐藤会長

他に意見がなければ、県より提出されました議題については以上であります。委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。

議事はこれで終了いたします。

(続いて、事務局から建築審査会の定期開催の提案があった。)

事務局

昨年度、建築審査会は3回開催でしたが、法43条ただし書きの運用方針が施行されることで許可案件が増えるのではないかと思われ、隔月で建築審査会の予定させてもらい、日にちを決めたかたちで開催したいと考えております。スムーズな許可手続きを考え、奇数月の第4水曜日を予定いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

事務局

それでは、これをもちまして第233回山形県建築審査会を閉会いたします。

ご審議、ありがとうございました。

【午後2時50分閉会】

山形県建築審査会長

議事録署名人

山形県建築審査会委員

山形県建築審査会委員